

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	平成29年度 第1回 河内長野市情報公開運営審議会
2 開催日時	平成29年8月4日(金) 午後2時00分～午後4時30分
3 開催場所	河内長野市役所 301会議室
4 会議の概要	案 件 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 会議録署名者の指定について (3) 諮問事案について (4) その他 ・傍聴要領の制定
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 総務部 総務課 情報統計係 (内線127)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

情報公開制度及び個人情報保護制度の現状・課題と対策

担当 総務部 総務課

[情報公開制度・個人情報保護制度]

課題① 行政文書の定義の明確化について

<情報公開条例 第2条関係>

【旧】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、地図、写真、フィルム、磁気テープその他規則で定めるものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。

(3) (略)

【新】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) (略)

[関連する条文]

<情報公開条例 第12条関係>

【旧】

(行政文書の開示の方法)

第12条 行政文書の開示は、当該行政文書を請求者に閲覧させ、又はその写しを交付する方法により行うものとする。ただし、実施機関は、行政文書の開示をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第8条第1項の規定により行政文書の開示を行うとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書の閲覧に代えて当該行政文書を複製した物を閲覧させ、又はその写しを交付することができる。

【新】

(行政文書の開示の方法)

第12条 行政文書の開示は、当該行政文書を請求者に閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。ただし、実施機関は、行政文書の開示をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第8条第1項の規定により行政文書の開示を行うとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書の閲覧に代えて当該行政文書を複製した物を閲覧させ、又はその写しを交付することができる。

<情報公開条例 第16条関係>

【旧】

(費用負担)

第16条 (略)

2 行政文書の開示に係る行政文書の写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。

【新】

(費用負担)

第16条 (略)

2 行政文書の開示に係る行政文書の写しの作成又は電磁的記録にあっては、実施機関が定める方法の実施に要する費用は、請求者の負担とする。

<個人情報保護条例 第25条関係>

【旧】

(費用負担)

第25条 (略)

2 自己情報が記録されている行政文書の開示に係る行政文書の写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、当該開示請求に係る写しの作成に要する費用を減免することができる。

【新】

(費用負担)

第25条 (略)

2 自己情報が記録されている行政文書の開示に係る行政文書の写しの作成又は電磁的記録にあっては、実施機関が定める方法の実施に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、当該開示請求に係る写しの作成に要する費用を減免することができる。

【現状・課題】

本市の行政文書の定義は文書、図画、磁気テープその他規則で定めるもの等、一部の媒体が規則で規定されており、分かりにくいものとなっている。

また、IT化や技術革新が今後進む中で、行政情報が「紙」（文書や図画）の形では存在せず、ハードディスクなどの多様な方法で管理される場合が増加することが多くなると想定され、行政文書の定義及び範囲をより明確に市民に示す必要がある。

【対策】

現行規定においても電磁的記録を対象としているものの、より行政文書の定義を明確にするため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「行政機関情報公開法」という。）の行政文書の定義にあわせ、条例において電磁的記録が行政文書の定義に含まれることを明示するなどの整理を行う。

また、官報や販売書籍等一般に入手できるものまで情報公開条例の対象とする必要はない。

さらに、文化財としての価値を有するような文書であって、当該文書が専用の場所において管理されているものについては、原本を利用させることにより原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがあったり、一般の利用の制限をする必要があることが考えられる。そのような文書については、それぞれの文書の状況に応じた対応をする必要がある。

以上により、これらの文書については、行政文書から除外することとする。

なお、行政文書の定義を見直すことに伴い、開示に係る請求者の費用負担を定めた情報公開条例第12条行政文書の開示の方法及び同条例第16条並びに個人情報保護条例第25条について、対応する規定を追加する。

【参考】

個人情報保護条例（抜粋）

（行政文書の開示の方法）

第19条 自己情報が記録されている行政文書の開示の方法は、情報公開条例第12条の規定を準用する。この場合において同条中「行政文書の開示」とあるのは「自己情報が記録されている行政文書の開示」と、「第8条第1項」とあるのは「河内長野市個人情報保護条例(平成9年河内長野市条例第3号)第13条第7項」と読み替えるものとする。

[情報公開制度・個人情報保護制度]

課題② 個人情報等の定義の明確化について

<個人情報保護条例 第2条関係>

【旧】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

[新設]

[新設]

- (2) ～(6) (略)

【新】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

- (3) ※要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

- (4)～(8) (略)

※については別課題で扱う。

<情報公開条例 第7条関係>

【旧】

(開示してはならない行政文書)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしてはならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア (略)

イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められるもの

ウ (略)

(2) 略

【新】

(開示してはならない行政文書)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしてはならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア (略)

[削除]

イ (略)

(2) (略)

【現状・課題】

1 個人情報保護条例第2条第1号について

行政機関個人情報保護法では、個人情報の範囲を明確にするため、①特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号、②個人に提供される役務の利用、商品の購入に関し割り当てられ、又はカードその他の書類に付される符号(以下「個人識別符号」という。)が含まれるものが個人情報と定義されている。また、個人情報の記録方法に関しても電磁的記録や音声等とより具体的に明記されている。

ところで、これまで、いわゆる個人の行動や状態などに関する情報(いわゆるパーソナルデータ)について、個人情報として保護の対象となるかどうかについて疑義があった。この点について、行政機関個人情報保護法は、これらのパーソナルデータについて、個人情報に含まれることを個人識別符号という概念を用いて明らかにした。

他方、現行の本市の個人情報保護条例では、個人情報につき「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」と規定しているの

みであり、パーソナルデータについて明確に規定しているわけではない。また、上記本市の個人情報保護条例における個人情報の定義においては、当該情報が個人を識別することができるものであっても、その表白方法によっては、個人情報に当たらない余地があるような解釈上の疑義が残されている。

2 情報公開条例第7条第1号について

現在の情報公開条例について、個人に関する情報の規定は、個人情報保護条例の個人情報の規定と対をなすもので、この関係は、行政機関情報公開法と行政機関個人情報保護法のそれに同じである。

また、現行の情報公開条例第7条第1号は、個人に関する情報が記録されている行政文書については、原則として開示してはならないこととしているものの、「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められるもの」の場合は、開示をすることができるとしている（同号ただし書きイ）。

他方、情報公開条例には、行政文書に第7条第1号に該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、行政文書の開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて行政文書の開示をしなければならないとの規定がある（情報公開条例第8条第1項）。

そうすると、情報公開条例第7条第1号イは、第8条第1項の規定を注意的に規定したものに過ぎないのではないかと解釈上の疑義が生じることとなる。

【対策】

1 個人情報保護条例第2条第1号について

個人情報は本市個人情報保護制度において基本となる概念であり、その意義について疑義が生じることは可及的に避ける必要がある。

そこで、パーソナルデータも個人情報に含まれること、個人を識別できるような情報の場合、表白方法のいかんを問わず個人情報にあたることを明示するため、行政機関個人情報保護法の規定と平仄を合わせる形で所定の改正を行う。

2 （参考）死者に関する情報について

なお、行政機関個人情報保護法において、個人情報は「生存する個人に関する情報」に限られ、死者に関する情報は個人情報に当たらないとされている。

この点について、本市個人情報保護条例においては、死者に関する情報であっても、法的保護に値するものがありえるとの考えから、死者に関する情報であっても個人情報から除外する旨を規定していない。

そして、このような考えを変更するに足る立法事実はいまだ顕出されていないから、今後においても現状通り死者に関する情報について個人情報に含まれるとの規定を維持することとする。

3 情報公開条例第7条第1号について

情報公開は制度上、個人情報保護と密接な関係であることから、個人情報の定義変更に伴い、

情報公開条例の個人に関する情報についても同様に、行政機関情報公開法の規定と平仄をあわせる形で所定の改正を行う。

また、そもそも、情報公開条例第7条第1号ただし書きイの趣旨は、個人の識別が厳密には可能とはいえない情報（すなわち、厳密には情報公開条例第7条第1号本文の「個人に関する情報」に該当するとはいえない情報）であるとしても、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、「個人に関する情報」に準じて開示の対象とすべきではないというものである。

とすれば、係る趣旨をより明確に規定することが望ましいから、行政機関情報公開法の規定と平仄をあわせる形で所定の改正を行う。

【参考】

行政機関個人情報保護法（抜粋）

（定義）

第2条（略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4～11（略）

行政機関個人情報保護法 施行令（抜粋）

（個人識別符号）

第3条 法第二条第三項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合

するもの

- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状ト指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和三十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
 - (3) 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
 - (4) 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
 - (5) 住民基本台帳法（昭和三十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
 - (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号
 - (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証
 - (8) その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

行政機関個人情報保護法 施行規則（抜粋）

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第2条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一号の総務省令で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

[個人情報保護制度]

課題③ 要配慮個人情報について

<個人情報保護条例 第2条関係> 再掲

【旧】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

[新設]

[新設]

- (2) ～(6) (略)

【新】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

- (3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

- (4)～(8) (略)

<個人情報保護条例 第5条関係>

【旧】

(収集等の範囲)

第5条 (略)

2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令等の定めがあるとき、その他正当な行政執行を行うため必要とし、かつ、その権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

- (2) 社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報

【新】

(収集等の範囲)

第5条 (略)

2 実施機関は、要配慮個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令等の定めがあるとき、その他正当な行政執行を行うため必要とし、かつ、その権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。

[削除]

[削除]

[関連する条文]

<個人情報保護条例 第11条関係>

【旧】

(電子計算組織への記録禁止事項)

第11条 実施機関は、第5条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1)及び(2) (略)

【新】

(電子計算組織への記録禁止事項)

第11条 実施機関は、第2条第3号に掲げる要配慮個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1)及び(2) (略)

【現状・課題】

行政機関個人情報保護法では「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と明確に定義して取り扱っている。

本市の条例では「(1)思想、信条及び宗教に関する個人情報(2)社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報」を「センシティブ情報」として、特に配慮を要する個人情報として取り扱っている。

行政機関個人情報保護法の「要配慮個人情報」と本市の条例の「センシティブ情報」は、いずれも通常他人に知られたくない個人情報であり、プライバシー性の高い情報として特に保護すべきであるとする考え方は基本的に同一である。しかし、「要配慮個人情報」には犯罪により害を被った事実などが規定されており、これらは必ずしも「センシティブ情報」に含まれるものとは言い難い。

【対策】

行政機関個人情報保護法の「要配慮個人情報」と本市の条例の「センシティブ情報」の考え方は基本的に同一であることから、「要配慮個人情報」に含まれるものが「センシティブ情報」に含まれないものがあるのは相当ではない。

そこで「センシティブ情報」を「要配慮個人情報」と同様の定義にすることにより、より慎重な取扱いをすべき情報の拡充を図る。

また、「要配慮個人情報」では犯罪により害を被った事実等、現行の本市の規定より範囲が広く

なっているが、このような情報は特に配慮を要する個人情報といえるものである。したがって、本市の「センシティブ情報」として扱っていた個人情報を「要配慮個人情報」に置き換え、国と同様に明確な定義とする。

【参考】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条（略）

2・3（略）

- 4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 施行令（抜粋）

（要配慮個人情報）

第4条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 施行規則（抜粋）

（要配慮個人情報）

第5条 令第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

【情報公開制度・個人情報保護制度】

課題④ 請求に係る行政文書を保有していないときの対応について

<情報公開条例 第10条関係>

【旧】

(請求に対する決定等)

第10条 (略)

2 前項の場合において、実施機関は、行政文書の開示をしないこと(第8条第1項の規定により行政文書の開示をする場合を含む。)と決定したときは、その理由(その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その理由及び期日)及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。

3 (略)

【新】

(請求に対する決定等)

第10条 (略)

2 前項の場合において、実施機関は、行政文書の開示をしないこと(第8条第1項の規定により行政文書の開示をする場合及び請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)と決定したときは、その理由(その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その理由及び期日)及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。

3 (略)

<個人情報保護条例 第18条関係>

【旧】

(請求に対する決定等)

第18条 (略)

2 前項の場合において、実施機関は、請求に係る情報の全部若しくは一部の開示、訂正、削除、利用中止又は利用停止等をしないことと決定したときは、その理由及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。

3 (略)

【新】

(請求に対する決定等)

第18条 (略)

2 前項の場合において、実施機関は、請求に係る情報の全部若しくは一部の開示、訂正、削除、利用中止又は利用停止等をしないこと(請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)と決定したときは、その理由及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。

3 (略)

【現状・課題】

現在、本市では行政文書の不存在について処分性を認めたとしても取消訴訟を維持する実益がなく、また、審査会への諮問手続きも実益がないという考えから、行政文書の不存在について、処分ではなく観念の通知と位置付けている。

しかしながら、不存在の場合であっても非開示と同様に請求者が開示を求める文書が開示されないことには変わりはないから、請求者への行政文書の不存在の場合についての救済を受ける機会を権利として保障する必要がある。

また、本条例の原則公開の趣旨から、開示をしない行政文書は、第6条（開示をしないことができる行政文書）・第7条（開示してはならない行政文書）に限定されており、論理的には行政文書を保有していない場合が考えられるにも関わらず、そのような決定等について、条文に明記がされていない。

【対策】

現在、情報公開条例・個人情報保護条例ともに観念の通知として扱っている行政文書の不存在について、処分性を持たせるよう条文に文言を追加する。このことにより、請求者が十分な救済を受ける機会を権利として保障する。

また、処分性を付与するとともに不存在理由を通知に明記することで請求者に対して説明責任を果たすとともに不服申立ての便宜等を図る。

【情報公開制度】

課題⑤ 救済手続について

<情報公開条例 第13条関係>

【旧】

(救済手続)

第13条 (略)

2～4 (略)

5 審査庁は、審査請求を受理した日から90日以内に当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【新】

(救済手続)

第13条 (略)

2～4 (略)

[削除]

【現状・課題】

現在、情報公開制度は広く市民に認知されており、様々な内容の審査請求が行われると予想される。その為、審査請求の質・量において多種多様であり、事案によっては請求者の意見書の提出や審議等に多くの期間を要する必要がある場合がある。そして、審査請求人が地方在住や入院等の事情で口頭意見陳述を行う場合等、ある一定の期間を要することも考えられ、期間を限定してしまうと、かえって適正な裁決及び審査請求人の権利利益の保護を行えない場合がある。

さらに、平成26年に改正された行政不服審査法においては、審査請求の受理から裁決までに通常要すべき標準的な期間である標準審理期間を定めることとしているものの、これは、努力義務にとどまり、条例で規定すべき事項とはされていない。

【対策】

事案に即した適切な審査請求の事案の解決を図る必要があることから、条例から現行の裁決までの期間の規定を削除することとする。

【参考】

個人情報保護条例 (抜粋)

(救済手続)

第22条 第18条第1項又は第18条の2第1項の決定又はその不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求を受けた場合は、情報公開条例第13条の規定を準用する。この場合において同条中「第10条第1項」とあるのは「河内長野市個人情報保護条例第18条第1項」と、「第11条の2第1項」とあるのは「河内長野市個人情報保護条例第18条の2第1項」と、「河内長野市情報公開審査会」とあるのは「河内長野市個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

行政不服審査法（抜粋）

（標準審理期間）

第16条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

[情報公開制度・個人情報保護制度]

課題⑥ 情報公開審査会及び個人情報保護審査会について

<情報公開条例 第14条関係>

【旧】

(情報公開審査会)

第14条 (略)

2～4 (略)

5 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6及び7 (略)

8 前7項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

[以下、新設]

【新】

(情報公開審査会)

第14条 (略)

2～4 (略)

[削除]

5及び6 (略)

[削除]

(審査会の調査権限)

第14条の2 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、審査請求に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る行政文書の開示を求めることができない。

2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、審査請求に係る行政文書に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は審査庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第14条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第14条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提

出しなければならない。

(委員による調査手続)

第14条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第14条の2第1項の規定により提示された審査請求に係る行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第14条の3第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第14条の6 審査会は、第14条の2第3項若しくは第4項又は第14条の4の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付)

第14条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

(規則への委任)

第14条の8 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

<個人情報保護条例 第23条関係>

【旧】

(個人情報保護審査会)

第23条 (略)

2及び3 (略)

4 前各項に定めるもののほか、審査会及び審査会の委員については、情報公開条例第14条第4項から第8項までの規定を準用する。

【新】

(個人情報保護審査会)

第23条 (略)

2及び3 (略)

4 前各項に定めるもののほか、審査会及び審査会の委員については、情報公開条例第14条第4項から第6項まで及び第14条の2から第14条の8までの規定を準用する。

【現状・課題】

審査会の調査権限について、第5項に「審査会は、審査のために必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。」と規定しており、その他は行政不服審査法に基づき、これまで、運用により調査・審議を行ってきた。

審査会は第三者的立場から公正かつ的確な判断を行うことができるよう調査審議を行っているものの、より実効性のある審議を進める上で必要な審査会の調査権限を条例に明確に規定する必要がある。

また、審査請求人の弁明・反論の機会について、行政不服審査法に準じた形で明確に保障をするため、審査会における手続について、審査請求人に与えられるべき権利についても明確に規定する必要がある。

【対策】

審査会の権限や審査請求人の権利をより明確にするため、所定の規定を追加する。また、個人情報保護審査会については情報公開条例の規定を準用していることから、準用規定の改正を行う。

[情報公開制度]

課題⑦ 出資法人等の情報公開について

<情報公開条例 第17条の2関係>

【旧】

(出資法人の情報公開)

第17条の2 (略)

[新設]

【新】

(出資法人等の情報公開)

第17条の2 (略)

2 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この項において同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨に基づき当該公の施設の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【現状・課題】

情報公開請求により、住民が元々取得することができた行政文書を、指定管理者制度の導入に伴い取得することができなくなるということは回避しなければならない。そのためにも指定管理者の情報公開について規定する必要がある。

【対策】

指定管理者は、公の施設の管理という行政事務を代行しており市民への説明責任を十分に果たす必要がある。指定管理者への情報公開の推進については、民間による運営の自主性の確保や経営情報やノウハウの保護が必要であるため、行政情報の公開と民間機関の情報保持というバランスに配慮した規定を追加する。

[情報公開制度]

課題⑧ 情報の提供について

<情報公開条例 第18条の2関係>

【旧】

[新設]

【新】

(情報の提供)

第18条の2 実施機関は、市民が必要とする情報の提供に努め、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に利用できるように努めなければならない。

【現状・課題】

情報公開請求制度は市民等からの請求に基づき実施機関が保有している行政文書を開示する仕組みである。ところで、情報公開制度に基づく行政文書の開示は、実施機関が保有する情報をそのまま開示することになるので、場合によっては市民等が求めている情報が分かりやすい形で提供されない等といったことが生じることがありうる。

このことから、情報公開請求制度による行政文書の開示にとどまらず、市民が必要とする情報については、市がその保有する情報を理解されやすい形で提供を行っていくことが望ましい。

もっとも、現行の本条例においては、情報の提供についての規定が置かれておらず、情報の提供が単なる運用に過ぎないのではないかという疑義が生じる余地があった。

【対策】

市政運営の公開性の向上を図るとともに、市の諸活動を市民に説明するという本条例の目的を達成するため、情報公開請求による開示にとどまらず、市民にとって正確で分かりやすい情報の提供に努めることが必要である。このことを注意的に明らかにすべく、情報公開請求の制度とその役割を分担しながら相互に補完し合う情報の提供についての規定を追加する。

【参考】

	情報公開請求	情報提供
手続き	請求書の提出	口頭でも可能
対象となる文書	・保有する行政文書 ・加工できない	・限定なし、作成も可能 ・必要な情報を加工することも可能
非公開情報	条例に定める非開示情報	同左
諾否の決定期限	請求を受理した日から15日以内	個別に判断
費用負担	開示手数料 200円 写しの交付は実費負担	実費
その他	不服申立てができる	不服申立てはできない

情報公開制度条例規定 比較一覧

課題①関連

●行政文書の定義の明確化について

電磁的記録あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、岸和田市、八尾市、柏原市、大阪狭山市、羽曳野市、松原市	改正案
電磁的記録なし	枚方市、東大阪市、富田林市、藤井寺市	現行 (第 2 条)

課題④関連

●請求に係る行政文書を保有していないときの対応について

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、岸和田市、東大阪市、柏原市、大阪狭山市、羽曳野市	改正案
規定なし	八尾市、富田林市、藤井寺市、松原市	現行 (第 10 条)

課題⑤関連

●救済手続について

規定なし	国、柏原市、大阪狭山市	改正案
答申後、裁決を行わなければならない。	大阪市、豊中市、岸和田市、東大阪市、八尾市、羽曳野市	
答申後、速やかに裁決を行わなければならない。	高槻市、枚方市、富田林市、藤井寺市、松原市	
90日以内に裁決をするよう努めなければならない。	大阪府、堺市	
90日以内に裁決を行わなければならない。		現行 (第 13 条)

課題⑥関連

●情報公開審査会について(※1 インカメラ審理)

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、岸和田市、東大阪市、柏原市、大阪狭山市、羽曳野市、藤井寺市、松原市	改正案 (第 14 条の 2 第 1 項)
規定なし	枚方市、八尾市、富田林市	現行 (なし)

情報公開制度条例規定 比較一覧

課題⑥関連

●情報公開審査会について(※2 ヴォーン・インデックス)

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、岸和田市、柏原市、大阪狭山市、藤井寺市、松原市	改正案 (第14条の2第3項)
規定なし	枚方市、東大阪市、八尾市、富田林市、羽曳野市	現行 (なし)

課題⑥関連

●情報公開審査会について(意見の陳述)

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、岸和田市、東大阪市、柏原市、大阪狭山市、藤井寺市、松原市	改正案 (第14条の3)
規定なし	枚方市、八尾市、富田林市、羽曳野市	現行 (なし)

課題⑥関連

●情報公開審査会について(意見書等の提出)

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、岸和田市、東大阪市、柏原市、大阪狭山市、藤井寺市、松原市	改正案 (第14条の4)
規定なし	枚方市、八尾市、富田林市、羽曳野市	現行 (なし)

課題⑥関連

●情報公開審査会について(委員による調査手続)

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、柏原市、藤井寺市、松原市	改正案 (第14条の5)
規定なし	豊中市、高槻市、枚方市、岸和田市、東大阪市、八尾市、大阪狭山市、富田林市、羽曳野市	現行 (なし)

課題⑥関連

●情報公開審査会について(提出資料の写しの送付)

規定あり (送付するものとする)	国、大阪市、豊中市、高槻市、岸和田市、東大阪市、藤井寺市	改正案 (第14条の6)
規定あり (交付を求めることができる)	大阪府、堺市、大阪狭山市	
規定なし	枚方市、八尾市、柏原市、富田林市、羽曳野市、松原市	現行 (なし)

比較対象…国及び府内の地区ごと(大阪市・豊能・三島・泉北・泉南・北河内)から各1市
中河内・南河内からは全市

情報公開制度条例規定 比較一覧

課題⑦関連

●出資法人等(うち指定管理者)の情報公開について

規定あり	大阪市、堺市、高槻市、枚方市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、藤井寺市、松原市	改正案 (第17条の2)
規定なし	大阪府、豊中市、岸和田市、大阪狭山市、羽曳野市	現行 (なし)
対象外	国	

課題⑧関連

●情報の提供について

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、岸和田市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、羽曳野市、藤井寺市、松原市	改正案 (第18条の2)
規定なし		現行 (なし)

※1：インカメラ審理

開示決定等にかかる行政文書を審査庁に提示させ、実際に、当該行政文書を見分して審理をすること

※2：ヴォーン・インデックス

開示決定等にかかる行政文書の論点を明確にするため、非開示部分と援用された非開示規定、当該規定を援用した理由等を整理した資料を審査庁に作成させ提出させること

情報公開制度条例規定 比較一覧

●情報公開審査会について(答申の公表)

規定あり	国、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市、柏原市、大阪狭山市、藤井寺市	
規定なし	枚方市、岸和田市、八尾市、富田林市、羽曳野市、松原市	現行

比較対象…国及び府内の地区ごと(大阪市・豊能・三島・泉北・泉南・北河内)から各1市
中河内・南河内からは全市

行政機関個人情報保護法等改正法の概要

資料 3

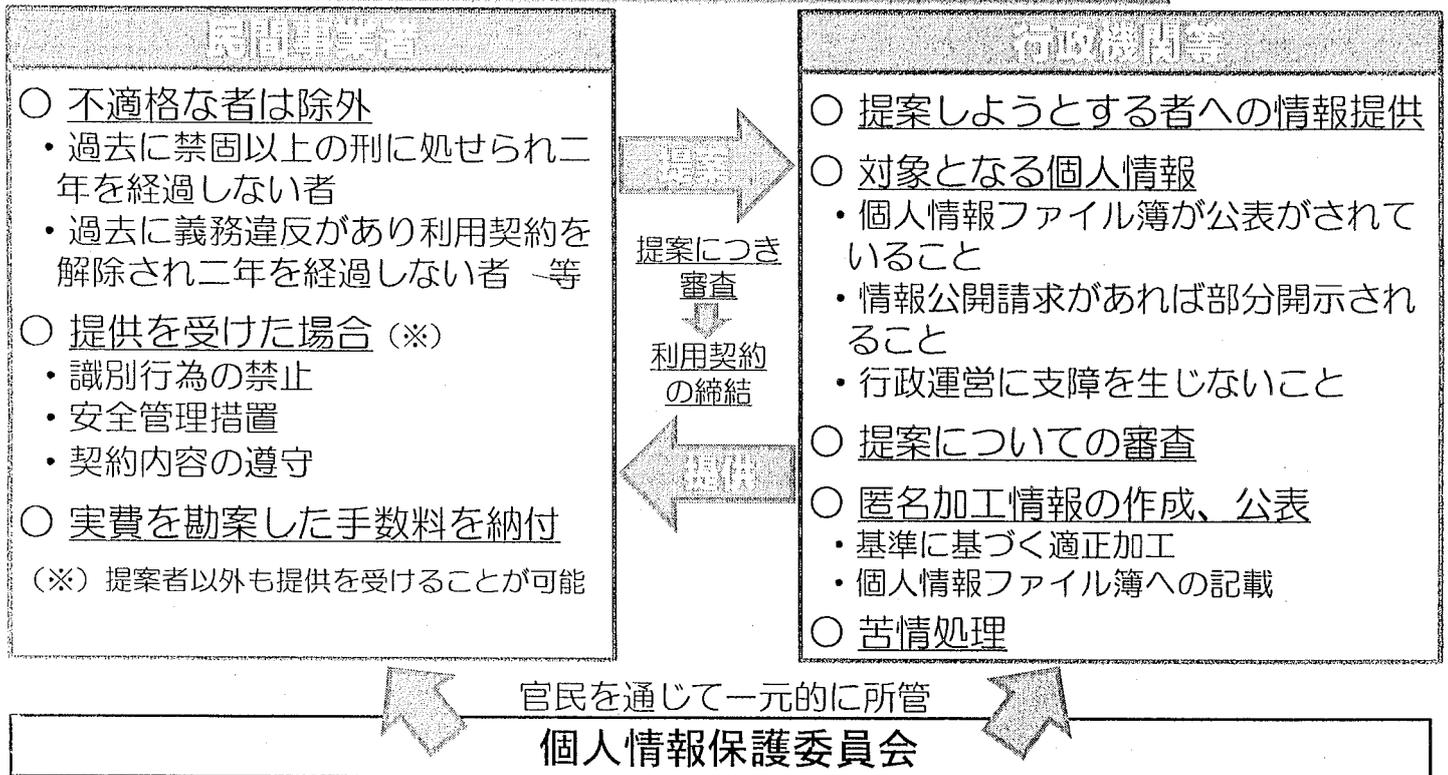
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するための所要の改正を行う。

改正内容

- 行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報制度の導入
 - ・ 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報（非識別加工情報）を作成・提供
 - ・ 個人の権利利益を侵害することにならないよう、民間事業者と行政機関等の双方に必要な規律を課す
- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

匿名加工情報の作成・提供の仕組み



- 個人情報の定義の明確化（指紋データ、旅券番号等）、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の取扱いを規定

施行期日

改正個人情報保護法の全面施行日（平成29年5月30日）と同時期を予定

河内長野市情報公開運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市情報公開条例(平成9年河内長野市条例第2号)第15条の規定に基づき、河内長野市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成11年9月30日規則第44号抄)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成15年9月30日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

河内長野市情報公開運営審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河内長野市情報公開運営審議会規則（平成11年河内長野市規則第9号）第5条の規定に基づき、河内長野市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、河内長野市情報公開条例（平成9年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関から、情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項について諮問がなされたとき、その他会長が必要と認めたときに開催する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。

(委員でない者の出席)

第3条 会長は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(資料の提出)

第4条 会長は、審議のために必要と認めるときは、あらかじめ実施機関の職員に対し、資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第5条 審議会は、会議を開いたときは、会議録を作成する。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日、時間

(2) 出席及び欠席の委員の氏名

(3) 職務のために出席した職員の職名、氏名

(4) 説明または意見陳述のために出席した委員以外の者の職名、氏名

3 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する者一人が署名して確定する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、河内長野市総務部総務課で処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年1月20日から施行する。

河内長野市情報公開運営審議会傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、本市の審議会の会議の公開に関する指針を踏まえ、河内長野市情報公開運営審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴定員）

第 2 条 会議を傍聴できる者の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

（傍聴手続き）

第 3 条 傍聴の手続きは、次に定めるところによる。

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、係員の指揮により傍聴席に着かなければならない。
- (2) 傍聴者は、会議開会時刻の10分前までに集合するものとする。
- (3) 傍聴者の受付は抽選により行うものとする。ただし、受付時間時に傍聴定員に満たない場合は、先着順で傍聴者を決定する。
- (4) 傍聴者の入場は、傍聴定員に達したとき、または会議の開会時刻をもって終了とする。
- (5) 傍聴者の交替は認めないものとする。
- (6) 傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

（傍聴できない者）

第 4 条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(傍聴者の遵守すべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 放言等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章及びたすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を用いて会議の内容を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を受けた者は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定め

従うことを命じ、なおその命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

河内長野市個人情報保護運営審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河内長野市個人情報保護運営審議会規則(平成11年河内長野市規則第10号)第5条の規定に基づき、河内長野市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、河内長野市個人情報保護条例(平成9年条例第3号)第2条第1号に規定する実施機関から、情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項について諮問がなされたとき、その他会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。

(委員でない者の出席)

第3条 会長は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(資料の提出)

第4条 会長は、審議のために必要と認めるときは、あらかじめ実施機関の職員に対し、資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第5条 審議会は、会議を開いたときは、会議録を作成する。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日、時間

(2) 出席及び欠席の委員の氏名

(3) 職務のために出席した職員の職名、氏名

(4) 説明または意見陳述のために出席した委員以外の者の職名、氏名

3 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する者一人が署名して確定する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、河内長野市総務部総務課で処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年1月20日から施行する。

河内長野市個人情報保護運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市個人情報保護条例(平成9年河内長野市条例第3号)第24条の規定に基づき、河内長野市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成11年9月30日規則第44号抄)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成15年9月30日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

河内長野市個人情報保護運営審議会傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、本市の審議会の会議の公開に関する指針を踏まえ、河内長野市個人情報保護運営審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴定員）

第 2 条 会議を傍聴できる者の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

（傍聴手続き）

第 3 条 傍聴の手続きは、次に定めるところによる。

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、係員の指揮により傍聴席に着かなければならない。
- (2) 傍聴者は、会議開会時刻の10分前までに集合するものとする。
- (3) 傍聴者の受付は抽選により行うものとする。ただし、受付時間時に傍聴定員に満たない場合は、先着順で傍聴者を決定する。
- (4) 傍聴者の入場は、傍聴定員に達したとき、または会議の開会時刻をもって終了とする。
- (5) 傍聴者の交替は認めないものとする。
- (6) 傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

（傍聴できない者）

第 4 条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (傍聴者の遵守すべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 放言等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章及びたすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を用いて会議の内容を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を受けた者は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定め

従うことを命じ、なおその命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

平成29年度 第1回河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 会議録

会議名称	平成29年度 第1回 河内長野市情報公開運営審議会及び河内長野市個人情報保護運営審議会
開催日時	平成29年8月4日（金）午後2時00分～午後4時30分
開催場所	河内長野市役所 301会議室
公開・非公開の別	公開
傍聴者数	0人
出席委員	別紙出席委員名簿のとおり
職務のために出席した職員	別紙出席職員名簿のとおり
会議次第	案 件 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 会議録署名者の指定について (3) 諮問事案について [情報公開制度・個人情報保護制度] (4) その他
会議内容	別紙会議内容要旨のとおり。

平成29年度 第1回 河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 会議内容要旨

(1) 開会（事務局）

- ① 市長あいさつ
- ② 会議成立の報告
- ③ 委員及び事務局職員の紹介

(2) 案件

①案件1 会長及び副会長の選出について

- 河内長野市情報公開運営審議会規則第2条第1項及び河内長野市個人情報保護運営審議会規則第2条第1項の規定により、審議会の会長及び副会長の選出を行ない、石田委員が会長、阪井委員が副会長に選出された。

②案件2 会議録署名者の指定について

- 河内長野市情報公開運営審議会規則第5条第3項及び河内長野市個人情報保護運営審議会運営要領第5条第3項の規定により、石田会長が金子委員を指名。

③案件3 諮問事案について [情報公開制度・個人情報保護制度]

市長が「河内長野市における情報公開制度及び個人情報保護制度の改善について」を諮問した。

● 諮問事項

1. 行政文書の定義の明確化について [情報公開制度・個人情報保護制度]
2. 個人情報等の定義の明確化について [情報公開制度・個人情報保護制度]
3. 要配慮個人情報について [個人情報保護制度]
4. 請求に係る行政文書を保有していないときの対応について [情報公開制度・個人情報保護制度]
5. 救済手続について [情報公開制度]
6. 情報公開審査会及び個人情報保護審査会について [情報公開制度・個人情報保護制度]
7. 出資法人等の情報公開について [情報公開制度]
8. 情報の提供について [情報公開制度]

● 事務局より諮問事項の説明。

● 諮問事項の説明を受けての審議は次項以下のように行われた。

④案件4 その他

河内長野市情報公開運営審議会及び河内長野市個人情報保護運営審議会に係る傍聴要領について、両審議会に諮り定めた。

◎諮問事項の説明を受けての審議内容（要旨）

<p>会長 (石田委員)</p>	<p>● 今回の諮問は主に、個人情報保護条例については、行政機関個人情報保護法の全面施行に伴う条例改正、情報公開条例については現在、河内長野市が課題としている点の条例改正と思われる。今回の改正をするにあたり、パブリックコメントを実施すると思うが、実施の際には、平易な表現をできるだけ使用する等、市民に分かりやすい形で行っていただきたい。</p>
<p>田中委員</p>	<p>● 国の法律と条例の違う箇所はどこなのか。</p>
<p>事務局 (勝山)</p>	<p>● 本市条例は国の法律より先行して制定されていることから、スタートの違いがあることから文言等が異なっている。諮問事項1については、電磁的記録等、国の定義にあわせた形で文言の整理をしている。</p>
<p>会長 (石田委員)</p>	<p>● 河内長野市の情報公開条例は国より先に制定がされている。しかし、後で出来た国の法律の方が精密に作られていることから、電磁的記録の文言の追加等、国に合わせる形をとっているものと思われる。しかし、必ずしも法律に合わせる必要はなく、自治体それぞれ独自のものである。</p>
<p>田中委員</p>	<p>● 実施機関が保有していないものは行政文書ではないのか。</p>
<p>事務局 (勝山)</p>	<p>● 保有していなければ行政文書ではない。</p>
<p>田中委員</p>	<p>● 実施機関について説明をしていただきたい。</p>
<p>事務局 (勝山)</p>	<p>● 情報公開条例第2条第1項に定めている機関のことである。</p>
<p>副会長 (阪井委員)</p>	<p>● 開示請求の際、複数の部署に同じ文書がある場合に文書の特定はどのように行なっているのか。</p>
<p>事務局 (小西)</p>	<p>● 文書を発出した課で開示請求を受けることになる。</p>
<p>副会長 (阪井委員)</p>	<p>● 特定の部署が持っていない文書を確認するために、開示請求をした場合はどうなるのか。</p>

事務局（小西）	● 不存在の通知を出すことになる。そういったことを踏まえ、今回諮問事項に不存在の場合でも処分性を持たせることを入れている。
田中委員	● 経済産業省の資料を見ると文書を作成した課であって開示訂正の権限をもっている場合については保有としているが、他の課が通知を受けただけの場合は保有ではなく、保存ではないのか。
副会長 （阪井委員）	● 文書の保存という概念はないのでは。
田中委員	● 保有も保存も同じことか。
副会長 （阪井委員）	● 保存している段階で保有していることになる。
事務局（武田）	● 個人情報の保護に関する法律には、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正等の権限を有するものを保有個人データとして定義している。しかしながら、情報公開条例上では、そのような定義をしておらず、保存も保有となる。
事務局（野川）	● 作成、取得に関与した職員個人の段階ではなく、実施機関の組織において事務処理上必要なものとして利用、保管及び保存されたものを保有していると解釈している。
副会長 （阪井委員）	● 諮問事項1について電磁的記録は現在の河内長野市ではどんなものを想定しているのか。
事務局（勝山）	● 紙媒体にならずとも組織的に用いているシステムに保管されているデータ等。
副会長 （阪井委員）	● 決裁についても電子決裁されているのか。
事務局（勝山）	● 電子決裁は行われていない。
会長 （石田委員）	● 紙になっていない行政文書は多いのか。

事務局（勝山）	● そのとおりである。
副会長 （阪井委員）	● 電磁的記録の閲覧は想定しているのか。
事務局（勝山）	● 現時点では紙媒体に印刷した物の閲覧・交付が主と想定している。今後、情報化の進展に伴い電磁的記録の閲覧、データでの交付をすることが考えられる。
副会長 （阪井委員）	● 実施機関が定める方法で開示となっているが、実施機関によって開示の方法は異なるのか。 ディスク等で電磁的記録の開示をする際、改ざんが行なわれた場合に市として検証できるような仕組み、例えば、ハッシュ関数を用いてハッシュ値を保存しておくような手法をお考えか。
事務局（勝山）	● 実施機関と事前に協議し、市として統一した開示の方法を行なう予定である。 改ざん等への対応は意見として頂くこととしたい。
田中委員	● 電磁データは、利用者の活用のし易さがメリットである。トレーサビリティ(追跡可能性)を確保するということ。
田中委員	● 要配慮個人情報とは国とあわせる形にするということか。
事務局（勝山）	● 要配慮個人情報については、市民にとってもわかりやすい制度となるよう、市と国で要配慮個人情報の定義が異なることは望ましくないため、国とあわせる形にする。
副会長 （阪井委員）	● マイナンバーの確認をする際、コピーを提出していたが、現在提示だけで済んでいるのはなぜか。コピーを提出させていた物は現在どのような扱いをされているのか。
事務局（勝山）	● 実際の運用が始まった中で、国からの Q&A などが示されたことによると思われる。
事務局（小西）	● すでに本市が保有しているマイナンバーのコピーについては、定められた保存期間が経過した後、破棄という扱いになる。

副会長 (阪井委員)	● 実施機関内でも課ごとにマイナンバーを提出したが、そういうものなのか。
事務局 (小西)	● マイナンバーを収集した目的以外に使用することは出来ないため、そのように提出してもらうこととなる。
会長 (石田委員)	● マイナンバーの収集方法は法律に定められているのか。
事務局 (勝山)	● 法律に基づいてマイナンバーを収集するが、具体的な方法までは、法律に記載されていないと思われる。
事務局 (武田)	● 番号法は提供や収集等の大枠について定められているものであり、マイナンバーを収集する際、コピーを添付するという具体的な点については法律で規定されていない。
事務局 (野川)	● マイナンバーが記載された書類はコピーであっても厳重保管しなければならない。マイナンバーが運用され始めて、マイナンバーの収集により、厳重保管しなければならない書類が多くなるといった課題ができ、収集方法について国からのQ&Aなどが示されたものと思われる。まずは、提示でマイナンバーを確認して、それができない場合は、コピーを提出してもらうということに運用が変わったと思われる。
田中委員	● 個人情報の定義について、氏名・生年月日等の文言が明記されているが、本籍地等の他に具体的な事項を追加することはできないのか。
副会長 (阪井委員)	● 『河内長野市情報公開条例の解釈と運用』と『河内長野市個人情報保護条例の解釈と運用』にて具体例を記載すると思われる。
事務局 (武田)	● 改正案の情報公開条例第7条第1号についても、基本は行政機関情報公開法に文言を合わせるような形としている。氏名・生年月日等の文言は個人を識別する典型的な情報として規定されているものと思われる。
田中委員	● 死者の情報を含むとしているが、条例の文言に明記しないのか。

事務局（勝山）	● 明記はしていないものの、解釈の上で、個人情報とは自然人に関する情報を含むという考えとしている。
田中委員	● 自然人に死者は含まれるのか。
事務局（武田）	● 自然人と死者かは別の問題となる。自然人は、法人であるか自然人であるかの枠組みである。自然人に死者を含むと理解いただいて差し支えない。
副会長 （阪井委員）	● 生きている時は個人情報として保護されているものが、死んだ途端に保護されなくなるかの問題と思われる。国の法律は生存する個人としており、国の方が保護の範囲を狭めていると思われる。
会長 （石田委員）	● 従来の学説では、遺族の権限を守るために死者の個人情報の保護をしている。
田中委員	● 遺族はどこまでが範囲なのか。
会長 （石田委員）	● 遺族の権利利益が関わる範囲だと思われる。
事務局（勝山）	● 死者の個人情報を開示請求できる遺族の範囲は条例規定で、配偶者、子、父母と個人情報保護条例第13条第6項に規定をしている。
会長 （石田委員）	● 第13条第6項の規定は遺族の権利利益を守るためにあるのか。
事務局（武田）	● 個人情報を識別できるかどうかで判断をしている。死者であっても識別できることから個人情報となる。死者は自己の情報を開示できないため、死者になりかわって遺族が開示できるとしている。
副会長 （阪井委員）	● 死者の情報を死者の権利として請求できるということか。
事務局（武田）	● そう理解していただいて差し支えない。

会長 (石田委員)	● 死者に権利があるかどうかは学説上分かれる。遺族の権利利益としては分かるが。他市で、審議会の委員をしている際、死者の権利について非常に議論となった。
副会長 (阪井委員)	● 『河内長野市情報公開条例の解釈と運用』と『河内長野市個人情報保護条例の解釈と運用』までパブリックコメントとして出すのか。
事務局 (勝山)	● 膨大な量となる為、そこまでは考えていない。
田中委員	● パブリックコメントを行っていることを知っている方が少ないように思われる。実施については、十分な周知をしていただきたい。
金子委員	● 全体的に法律用語等が多く分かりにくい。是非ともパブリックコメントをする際には、市民にとって分かりやすいようにしていただきたい。
事務局 (小西)	● 市民に理解していただきやすい形でパブリックコメントを実施していく。
田中委員	● 不存在をどのように証明するのか。
事務局 (勝山)	● 今回の改正案により、不存在に処分性を持たせ、不服申立てできるようにすることにより、不存在の証明の有無について争う機会が生じることになる。
田中委員	● 審査請求の裁決までの期間を削除したら、いつまでたっても裁決しなくていいという状態にならないか。
事務局 (武田)	● いつまでたっても裁決しない場合は訴訟という手段がある。
田中委員	● 訴訟は一般市民としてはしたくない。審査請求の裁決までの期間を削除するのではなく、一定の目安としての期間を示す方が市民にとって良いものだと思う。現行の期間で裁決できない等があったのか。

事務局（武田）	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政不服審査法において、標準審理期間を定めるという規定はあるが、条例に定めなければならないとはなっていない。審査請求には様々な事案の請求があることから、今回の改正案とさせていただいた。
副会長 （阪井委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 今まで、現行の90日以内で裁決できないことがあったのか。
事務局（勝山）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行は厳しい期間の中、裁決を行なっている状態である。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 努力義務として現行の期間を残すのはどうか。
事務局（勝山）	<ul style="list-style-type: none"> ● そういう選択もある。
副会長 （阪井委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局が審査期間の削除について、提案することとなった事案等の説明が必要ではないか。
会長 （石田委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政不服審査法が改正されたことに伴い、審査手続に時間がかかるようになったことは事実。 審査請求の裁決までの期間について、府内の全市の状況を調べ、次回の審議会に報告をお願いします。
会長 （石田委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 次回は、審議会としての意見を取りまとめ、答申書をつくることとなるが、それに先立ち、たたき台としての案の作成を事務局にお願いしたい。

平成29年度 第1回 河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 出席委員名簿

	氏名	ふりがな	出欠	備考
1	石田 榮仁郎	イシダヒデジロウ	○	
2	金子 幸子	カネコサチコ	○	
3	阪井 千鶴子	サカイチヅコ	○	
4	田中 繁	タナカシゲル	○	
5	御前 緑	ミサキミドリ	×	

平成29年度 第1回 河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 出席職員名簿

	役職	氏名	備考
1	総務部長	小西 昌敏	事務局
2	総務課長	野川 弘嗣	〃
3	総務課参事	武田 宗久	〃
4	主幹兼係長	勝山 慎士	〃
5	副主査	岡本 祥吾	〃